

# 【農作業受委託 様式編】

令和7年4月版

## 【契約様式集】

農作業様式 1 号：農地中間管理事業 農作業委託申込書（委託者用）	．．．．． P. 1
農作業様式 2 号：農地中間管理事業 農作業受託申込書（受託者用）	．．．．． P. 3
農作業様式 3 号：農作業受委託一覧表	．．．．． P. 5
農作業様式 4 号：農地中間管理事業による農作業受委託の 申し込みについて（送付）《市町村→機構》	．．． P. 6
農作業様式 5 号：各筆明細（農作業委託明細書含む）及び共通事項	．． P. 7
農作業様式 6 号：重要なお知らせ （基幹農作業委託者・特定農作業受託者）	．．． P. 13
農作業様式 7 号：重要なお知らせ （基幹農作業受託者・特定農作業委託者）	．．． P. 15
農作業様式 8 号：農地中間管理事業に係る農作業受委託に 関する書類について（依頼）《機構→市町村》	．．． P. 17
農作業様式 9 号：利害関係人からの意見聴取	．．．．． P. 18
農作業様式 10 号：利害関係人からの意見概要	．．．．． P. 19
農作業様式 11 号：農用地利用集積等促進計画（案）に係る 関係資料について（送付）《市町村→機構》	．． P. 20
農作業様式 12 号：農用地利用集積等促進計画に係る 認可申請について（送付）《機構→県/市町村》	．．． P. 21
農作業様式 13 号：農作業等対価振込送金先指定書	．．．．． P. 22
農作業様式 14 号：農地等の利用状況報告について（依頼） 《機構→受託者》	．．．．． P. 23
（共通様式）：書類送付先届出書	．．．．． P. 24
農作業参考様式 1 号：農業委員会の意見について（照会）	．．．．． P. 25
農作業参考様式 2 号：農業委員会の意見について（回答）	．．．．． P. 26
参考様式：農地等の利用状況報告について（回答）《受託者→機構》	．． P. 27

## 【変更様式集】

農作業変更様式 1 号：農地中間管理事業農作業受委託 変更申込書（委託者用）	．．．．． P. 28
農作業変更様式 2 号：農地中間管理事業農作業受委託 変更申込書（受託者用）	．．．．． P. 29
農作業変更様式 3 号：農地中間管理事業農作業受委託変更一覧表	．．． P. 31

農作業変更様式 4 号：農地中間管理事業農作業受委託 変更申込書について《市町村/農委→機構》・・・	P. 32
農作業変更様式 5 号：農地中間管理事業農作業受委託変更 申込書について（回答）《機構→市町村/農委》・	P. 33
農作業変更様式 6 号：農作業受委託契約の合意解約書・・・・・・・・・・	P. 34
変更様式 7 号：農地中間管理事業の契約内容変更届・・・・・・・・・・	P. 35



利 用 目 的

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、この範囲を超えた取扱はいたしません。

記

1 当社の農地中間管理事業等の業務

- (1) 農用地等の農作業受委託の契約
- (2) 地域農業の改善のため集落などを対象とした集団的な土地利用の調整
- (3) その他当社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務

2 当社における利用目的

- (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
- (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
- (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
- (4) 本人であることの確認のため
- (5) 契約に必要な書類の収集、確認、作成のため
- (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
- (7) 農作業対価などの決済、精算のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
- (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
- (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10) その他、取引を適正かつ円滑に利用するため
- (11) 情報開示を希望した農作業受託者への情報の提供のため

3 当社以外の利用目的

- (1) 1の業務に係る市町村における農用地利用集積等促進計画の作成のため
- (2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、農作業等の対価精算等の業務のため
- (3) 機構関連事業（土地改良法第87条の3第1項）の土地改良事業に係る県又は土地改良区における事業計画作成等の業務のため

農地中間管理事業農作業受託申込書(受託者用)

(市町村経由)
(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

Table with 2 columns: 市町村, 農業委員会. Header: 申込内容確認(押印)

基幹農作業受託

【基幹三作業 又は 全作業に係る農作業受託を申し込みます】

特定農作業受託

【基幹三作業 又は 全作業 並びに、農産物販売に係る農作業受託を申し込みます】

Form with fields: 申込日, 郵便番号, 住所, フリガナ, 氏名, 生年月日, 電話番号, イボイボ番号

下記のとおり農用地等について農作業の受託を申し込みます。
別紙の個人情報の利用目的に同意する場合はレ点を付けてください。

1 受託を希望する農用地等

Main table with columns: No, 地区名, 地域計画区域名, 所在地, 地番, 枝番, 公募地目, 現況地目, 公募面積, 契約面積, 権利の種類, 栽培作物, 受託期間の希望終期, 基幹三作業, 全作業, 農産物販売, 農作業委託者, 備考

2 承諾等事項

- 以下の(1)について承諾します。
(1) 精算事務に係る様式については、機構に一任します。
私はフリーランス法上のフリーランスに該当します。

3 確認事項(※チェック欄に"✓"を記入する)

- 別紙の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等については、I、IIともに、違反及び該当はありません。
Iに違反があります。
IIに該当があります。

※1: 「基幹農作業受託」の場合は、希望する『基幹三作業』又は『全作業』の欄へ10a当たりの単価及び対価を記入すること。
※2: 「特定農作業受託」の場合は、希望する『基幹三作業』又は『全作業』、並びに『農産物販売』の欄へ10a当たりの単価及び対価を記入すること。
※3: 基幹三作業とは、水稻の場合：①耕起・代かき、②田植え、③収穫・脱穀 麦及び大豆の場合：①耕起・整地、②播種、③収穫 を指します。
その他の農産物にあたっては、これら準ずる農作業とする。
※4: “対価”については、農作業又は農産物販売に係る「預り金」を指します。
※5: フリーランスとは「個人であって従業員を使用しないもの」又は「法人であって一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの」を指します。

Form with fields: 時期, 理由, 内容

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。また、この範囲を超えた取扱はいたしません。

## 記

- 1 当社の農地中間管理事業等の業務
  - (1) 農用地等の農作業受委託の契約
  - (2) 地域農業の改善のため集落などを対象とした集団的な土地利用の調整
  - (3) その他当社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務
  
- 2 当社における利用目的
  - (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
  - (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
  - (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
  - (4) 本人であることの確認のため
  - (5) 契約に必要な書類の収集、確認、作成のため
  - (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
  - (7) 農作業対価などの決済、精算のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
  - (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
  - (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - (10) その他、取引を適正かつ円滑に利用するため
  - (11) 情報開示を希望した農作業委託者への情報の提供のため
  
- 3 当社以外の利用目的
  - (1) 1の業務に係る市町村における農用地利用集積等促進計画の作成のため
  - (2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、農作業等の対価精算等の業務のため
  - (3) 機構関連事業（土地改良法第87条の3第1項）の土地改良事業に係る県又は土地改良区における事業計画作成等の業務のため

## I 農地法その他の農業に関する法令

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）
  - ①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）
  - ②第4条（農地の転用の制限）
  - ③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）
  - ④第42条（措置命令）
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
  - ①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）
  - ②第15条の3（監督処分）
- (3) 種苗法（平成10年法律第83号）  
第20条及び第25条（育成者権又は専用利用権の侵害）
- (4) 農業取締法（昭和23年法律第82号）  
第24条（使用の禁止）

II 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

## （留意事項）

- a) Iの(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けたものも含まれます。
- b) Iの(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当するものも含まれます。
- c) Iの(1)及びIIについては、申告の日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、Iの(1)については、違反状態が是正されたものを除きます。
- d) Iの(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。
- e) Iについて違反がある場合は受託することができませんので、違反項目の是正を行った後、再度受託申込を行ってください。



(農作業様式4号)

第 号  
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市 町 村 長

農地中間管理事業による農作業受委託の申し込みについて(送付)  
このことについて、別紙のとおり関係資料をお送りします。

添付資料

- 1 農地中間管理事業農作業委託申込書(委託者用) (農作業様式1号)
- 2 農地中間管理事業農作業受託申込書(受託者用) (農作業様式2号)
- 3 農作業受委託一覧表 (農作業様式3号)
- 4 規程又は設立総会等の資料の写し(法人格を持たない任意組織のみ)

(農作業様式5号)

# 農 作 業 受 委 託

1 各筆明細 (市町村名)

整理番号	農地中間管理機構に農作業の委託をする者 (甲)	(氏名又は名称) 〇〇 〇〇	(住所) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇123
	農地中間管理機構 (乙)	(氏名又は名称) 公益財団法人 福島県農業振興公社 理事長 芳見 茂	(住所) 福島市中町8番2号
	農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者 (丙)	(氏名又は名称) 農事組合法人□□□□□□ 代表取締役□□ □□	(住所) □□□□□□□□□□□□987-6

農作業の委託をする土地 (A)				(甲)から(乙)及び(乙)から(丙)へ委託する農作業 (B)								対価の支払 (C)	備 考	
所 在			現 況 地 目	面 積 ㎡	権 利 の 種 類	農 作 業 受 委 託 の 形 態	栽 培 作 物	農 作 業 の 内 容	始 期 年 月 日	終 期 年 月 日	契 約 期 間	対 価 (円) 《預り金》		支 払 方 法
大 字	字	地 番												
大字〇〇	字□□□	96	田	1,548.00㎡の内 1,500.00㎡	所有権	特定農作業 受委託	水稲	基幹三作業	R〇.3.25	R□.3.31	10年	別紙「農作業受委託明細書」 のとおり	【基幹農作業受委託】 毎年11月30日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に(甲)の指定の口座から引き落とす。なお、毎年12月20日(金融機関休業日の場合は直前の営業日)に(丙)指定の口座に振り込む。  【特定農作業受委託】 毎年11月30日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に(丙)の指定の口座から引き落とす。なお、毎年12月20日(金融機関休業日の場合は直前の営業日)に(甲)指定の口座に振り込む。  手数料として毎年金●●●●円を徴収する。	
大字〇〇	字□□□	97	田	2,477.00㎡の内 2,430.00㎡	所有権	特定農作業 受委託	水稲	基幹三作業	R〇.3.25	R□.3.31	10年			
合計	田		2筆	3,930.00										

この計画に同意する。 令和〇年〇月〇日

農地中間管理機構に農作業の委託をする者 (甲)

(住所)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇123

(氏名又は名称)

〇〇 〇〇

農地中間管理機構 (乙)

(住所)

福島市中町8番2号

(氏名又は名称)

公益財団法人 福島県農業振興公社  
理事長 芳見 茂

農地中間管理機構から農作業の委託を受ける者 (丙)

(住所)

□□□□□□□□□□□□987-6

(氏名又は名称)

農事組合法人□□□□□□  
代表取締役□□ □□





## 2 農地中間管理事業の農作業受委託に係る共通事項

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めによることにより農作業を受委託する場合は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）契約の締結

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業（以下「当該農作業」という。）の委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。

### （2）契約締結の条件

ア 本計画により、農地中間管理機構（公益財団法人福島県農業振興公社、以下「乙」という。）が乙に農作業の委託をする者（以下「甲」という。）と締結したとみなされる契約は、次のいずれかに該当するときは乙が県知事の承認を受けて解除する場合がある。

（ア） 相当の期間を経過してもなお当該農地の農作業の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。

（イ） 災害その他の事由により農用地等として利用を継続することが著しく困難になったとき。

イ 本計画により、乙が乙から農作業の委託を受ける者（以下、「丙」という。）と締結したとみなされる契約において、丙が次のいずれかに該当するときは乙が県知事の承認を受けて解除する場合がある。

（ア） 当該農作業を適正に行っていないと認められるとき。

（イ） 正当な理由なく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

### （3）善管注意義務

乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が求める結果が得られるよう努めるものとする。

### （4）履行状況の確認

ア 丙は、受託した農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録するものとする。また、丙は、受託した

農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により甲に直接報告するとともに、乙の求めに応じその写しを提供するものとする。

イ 丙は、甲又は乙からの請求があるときは、受託した農作業の履行状況について、アに準じて報告するものとする。

**(5) 農作物の販売の委託（特定農作業受委託のみ）**

ア 丙は、当該農地で生産された農産物を丙の名義をもって販売する。

イ アの販売に関する甲から丙への委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。

**(6) 農作業等の委託に関する対価の算出及び販売対価の取扱い（特定農作業受委託のみ）**

ア 乙が対価の受領及び支払いを行う額の算出は、別紙「農作業受委託明細書」のとおりとし、丙が丙名義で行った農産物販売対価の額から、農作業の対価を差し引いたものとする。

イ アにより算出した額には、農産物の販売の委託に係る対価も含まれる。

**(7) 農作業の委託に関する対価の増減額請求**

甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積の間に差異があっても、異議を述べず、また、丙は甲に対し農作業の委託に関する対価の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 経済的条件の変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に関する対価が著しく不相当と認められるとき。

イ 災害その他の事由により、本計画により委託される農作業の一部又は全部を遂行することが著しく困難となったとき。

**(8) 対価の改定**

本計画を定めた後の対価の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する標準作業料金等の動向を勘案して、甲、乙及び丙が協議して定める対価の10a当たりの単価が、本計画を定めた時点の額と比較し、1,000円以上増減があった場合のみ変更することができるものとする。

ただし、乙が特別の定めをした場合はこの限りでない。

**(9) 損害の賠償**

甲、乙及び丙のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は甲が負う。また、乙は、丙が受託した農作業に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わないものとする。

**(10) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施**

当該土地のうち、乙に対し15年以上の期間で農作業が委託されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

**(11) 手数料の徴収**

甲及び丙は、乙に対し、乙が定める「福島県農業振興公社農地中間管理事業等に係る手数料に関する規程」に基づく手数料を支払うものとする。

**(12) その他**

本計画に定めのない事項（品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、乙を介さず甲と丙で適宜取り決めることとし、本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めることとする。

(農作業様式 6 号)

福島県農地中間管理機構からの重要なお知らせ（農作業用）

(基幹農作業委託者様向け)

(特定農作業受託者様向け)

令和 7 年 4 月 1 日作成

〈印を押す前に再度ご確認ください!〉

- 1 契約書に記載されている土地に間違いはありませんか?面積もご確認ください。
- 2 対価は間違いありませんか?
- 3 印刷された住所、氏名は間違いありませんか?
- 4 「貯金口座振替依頼書」の内容は間違いありませんか?  
(間違いやすい事例) お届け印違い、印影が薄い・不明瞭  
「貯金者」の氏名「フリガナ」違い(例:「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」)
- 5 農用地等を適正に利用していない場合、機構(公社)は受託者に対して利用状況の報告を求めることがあります。
- 6 受託者は、毎年農作業の一切が完了した場合、その経過及び結果(農産物販売対価(販売収入)の金額を含む)を書面等により委託者へ直接報告してください。
- 7 6の経過及び結果の書面等については、機構の求めに応じてその写しの提出が必要となります。

〈農作業対価・農産物販売対価の精算〉

- 農作業又は農産物販売(以下、「農作業等」という。)の対価は、11月30日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に「貯金口座振替依頼書」の口座から引き落とします。以下の点についてご注意ください。
- (1) 引き落とし直前に残高をご確認ください。(同日に他の引き落としが発生する場合は残高不足となることがあります。)
  - (2) 引き落としは原則年一回のみとなります。(残高不足等で引き落とし不能となった場合は、公社指定の口座へ振込みしていただきます。その際の振込手数料はご負担願います。)
  - (3) 契約書(各筆明細書)記載額に手数料(機構精算額の1%相当額 一契約当たり最低800円、最高8,000円)を加算した額が口座から引き落としされます。
  - (4) 同一人で複数契約がある場合には、契約ごとに機構精算額に手数料を加算した額が引き落としされます。手数料累計額が上限8,000円を超える場合には、手数料を8,000円に再調整いたします。
  - (5) 同一人で「基幹農作業受委託」及び「特定農作業受委託」の契約がある場合には、それぞれの農作業受委託の形態にて、上記(4)のとおり手数料を徴収いたします。
  - (6) 農作業等の対価について、機構は「預り金」として取り扱います。
- ※ なお、農作業等の対価は相手方へ12月20日に振り込まれます。正確な精算を行うため、11月30日の口座引き落としにご協力願います。
- ※ また、農作業等の対価の精算は公社が行いますので、自分で相手方に支払わないでください。

(裏面もご確認ください。)

#### <契約内容の変更>

- 契約単価(単価の変更額が一定の条件を満たす場合のみ対応)や精算方法、あなたの情報(名義、代表者、住所、電話番号、口座等)に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。約定精算へのご協力をお願いします。
- 農作業等の対価の変更については、9月以降の事務手続きであれば次年度精算から適用となります。
- 解約(解除含む)については、原則当該年の農作業着手前又は完了後に事務手続きを行うこととします。農作業途中の解約(解除含む)又は契約者が亡くなった場合においては、当該年の農作業の完了の有無に関わらず、精算を行う場合があります。

#### <契約の終了>

- 契約の終期又は契約途中に契約者が亡くなった時点にて、当該契約は終了となります。ただし、9月～精算事務が完了するまでの間に契約者が亡くなった場合は、当年度分の精算を行います。
- 契約者が亡くなった場合は、「農地中間管理事業の契約内容変更届」にて届け出をお願いします。

#### <インボイス制度への対応>

- 契約後に消費税課税事業者になられた方については、お手数ですが、インボイス登録番号を公社へ連絡願います。

#### <フリーランス法に関する対応>

- 受託者から委託者に対して、農作業受託上のハラスメント相談(過剰な要求や個人の侵害等)や育児介護等への配慮の申出が直接あった際は、委託者にて対応をお願いします。

#### <農地中間管理機構から毎年お送りする通知>

##### 【口座引落の場合】

- |            |          |
|------------|----------|
| 1 口座振替のご案内 | (11月中旬頃) |
| 2 預り証      | (12月下旬頃) |
| 3 領収書      | ( 〃 )    |
| 4 預り金受領証   | ( 〃 )    |

##### 【口座振込の場合】

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 送金のご案内 | (12月下旬頃) |
| 2 領収書    | ( 〃 )    |
| 3 預り証    | ( 〃 )    |
| 4 預り金受領証 | ( 〃 )    |

※その他、ご不明な点や農作業受託上のハラスメント相談及び育児介護等への配慮の申出等がある場合は、公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)へご連絡ください。

- 024-521-9845(中通り、会津担当)
- 024-521-9843(浜通り担当)
- 024-503-0421(原子力被災12市町村担当)
- 024-521-9841(農作業等対価精算担当)

(農作業様式7号)

福島県農地中間管理機構からの重要なお知らせ（農作業用）

(基幹農作業受託者様向け)

(特定農作業委託者様向け)

令和7年4月1日作成

〈印を押す前に再度ご確認ください!〉

- 1 契約書に記載されている土地に間違いはありませんか?面積もご確認ください。
- 2 対価は間違いありませんか?
- 3 印刷された住所、氏名は間違いありませんか?
- 4 「農作業等対価振込送金先指定書」の内容は間違いありませんか?  
(間違いやすい事例)  
「貯金者」の氏名「フリガナ」違い(例:「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」)
- 5 農用地等を適正に利用していない場合、機構(公社)は受託者に対して利用状況の報告を求めることがあります。
- 6 受託者は、毎年農作業の一切が完了した場合、その経過及び結果を書面等により委託者へ直接報告してください。
- 7 6の経過及び結果の書面等については、機構の求めに応じてその写しの提出が必要となります。

〈農作業対価・農産物販売対価の精算〉

- 農作業又は農産物販売(以下、「農作業等」という。)の対価は、12月20日(金融機関休業日の場合は直前の営業日)に「農作業対価振込送金先指定書」の口座に振り込まれます。以下の点についてご注意ください。
- (1) 機構精算額より手数料(機構精算額の1%相当額 一契約当たり最低800円、最高8,000円)を差し引いた額が振り込まれます。
  - (2) 同一人で複数契約がある場合には、契約ごとに機構精算額より手数料を差し引いた額が振り込まれます。手数料累計額が上限8,000円を超える場合には、手数料を8,000円に再調整いたします。
  - (3) 同一人で「基幹農作業受委託」及び「特定農作業受委託」の契約がある場合には、それぞれの農作業受委託の形態にて、上記(2)のとおり手数料を徴収します。
  - (4) 農作業等の対価について、機構は「預り金」として取り扱います。
- ※ なお、農作業等の対価は相手方から11月30日に引き落とした後、正確な精算を行うため、日数をいただいております。ご理解の程、よろしく申し上げます。
- ※ また、農作業等の対価の精算は公社が行いますので、相手方に直接農作業等の対価の請求は行わないでください。

(裏面もご確認ください。)

### 〈契約内容の変更〉

- 契約単価(単価の変更額が一定の条件を満たす場合のみ対応)や精算方法、あなたの情報(名義、代表者、住所、電話番号、口座等)に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。約定精算へのご協力をお願いします。
- 農作業等の対価の変更については、9月以降の事務手続きであれば次年度精算から適用となります。
- 解約(解除含む)については、原則当該年の農作業着手前又は完了後に事務手続きを行うこととします。農作業途中の解約(解除含む)となった場合においては、当該年の農作業の完了の有無に関わらず、精算を行う場合があります。

### 〈契約の終了〉

- 契約の終期又は契約途中に契約者が亡くなった時点にて、当該契約は終了となります。ただし、9月～精算事務が完了するまでの間に契約者が亡くなった場合は、当年度分の精算を行います。
- 契約者が亡くなった場合は、「農地中間管理事業の契約内容変更届」にて届け出をお願いします。

### 〈インボイス制度への対応〉

- 契約後に消費税課税事業者になられた方については、お手数ですが、インボイス登録番号を公社へ連絡願います。

### 〈フリーランス法に関する対応〉

- 受託者から委託者に対して、農作業受託上のハラスメント相談(過剰な要求や個人の侵害等)や育児介護等への配慮の申出が直接あった際は、委託者にて対応をお願いします。

### 〈農地中間管理機構から毎年お送りする通知〉

#### 【口座引落の場合】

- |            |          |
|------------|----------|
| 1 口座振替のご案内 | (11月中旬頃) |
| 2 預り証      | (12月下旬頃) |
| 3 領収書      | ( 〃 )    |
| 4 預り金受領証   | ( 〃 )    |

#### 【口座振込の場合】

- |          |          |
|----------|----------|
| 1 送金のご案内 | (12月下旬頃) |
| 2 領収書    | ( 〃 )    |
| 3 預り証    | ( 〃 )    |
| 4 預り金受領証 | ( 〃 )    |

※その他、ご不明な点や農作業受託上のハラスメント相談及び育児介護等への配慮の申出等がある場合は、公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)へご連絡ください。

024-521-9845(中通り、会津担当)

024-521-9843(浜通り担当)

024-503-0421(原子力被災12市町村担当)

024-521-9841(農作業等対価精算担当)

(農作業様式8号)

第 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長  
(公 印 省 略)

農地中間管理事業に係る農作業受委託に関する書類について(依頼)  
農地中間管理事業につきましては、日ごろよりご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。  
さて、このことについて、下記により関係書類をお送りしますので、農作業委託者及び受託者  
からの調印等、手続きをお願いします。

記

- 1 市町村名 ○市町村
- 2 公告予定月 令和○年○月
- 3 送付資料
  - (1) 農作業受委託契約一覧表
  - (2) 農用地利用集積等促進計画(案)
  - (3) 農作業等対価振込送金先指定書
  - (4) 貯金口座振替依頼書
- 4 提出期限(市町村→県公社) 令和○年○月○○日(○)

(事務担当 集積推進課(又は被災域対策室) ○○ 電話:○○○-○○○-○○○○)

(農作業様式9号)

※地域計画区域外の農地のみ利害関係人より意見聴取を行う

**【農用地利用集積等促進計画（農作業受委託）の場合】**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画概要を令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までの1週間、利害関係人から意見を募ります。

令和〇年〇月〇〇日

公益財団法人 福島県農業振興公社

**計画概要**

農地バンクから農作業を委託される農地の所在	農作業始期	農作業終期	備考

(農作業様式10号)

※地域計画区域外の農地のみ利害関係人より意見聴取を行う

【農用地利用集積等促進計画（農作業受委託）の場合】

利害関係人からの意見概要

令和〇年〇月〇〇日

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定により、利害関係人から意見を求めた概要は以下のとおりです。

- 1 意見を求めた機構農作業委託農地 別添「農用地利用集積等促進計画概要(案)一覧表」のとおり
- 2 意見聴取の期間 令和〇年〇月〇〇日 ～ 令和〇年〇月〇〇日
- 3 意見聴取の方法 公社ホームページに掲載
- 4 計画概要に寄せられた意見

意見の概要	意見を計画に反映させなかった理由	意見を踏まえ計画を変更した理由

(農作業様式11号)

第 号  
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市町村長

農用地利用集積等促進計画(案)に係る関係資料について(送付)  
このことについて、下記のとおり提出します。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画(案)
- 2 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表
- 3 「農業委員会の意見書の写し」一式(市町村の収受印付)
- 4 定款の写し(該当者分のみ)
- 5 その他必要な書類

(農作業様式12号)

第 号  
令和 年 月 日

福島県知事(市町村長《権限移譲された場合》) 様

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長  
( 公 印 省 略 )

農用地利用集積等促進計画に係る認可申請について(送付)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画の年度及び番号  
令和 年度第 号
- 2 市町村及び地区名等  
〇〇市 〇〇地区
- 3 件数  
〇〇件(詳細は、別紙一覧表のとおり)
- 4 申請書類等  
(1) 農用地利用集積等促進計画 一式  
(2) 添付資料  
① 「農業委員会の意見書の写し」 一式(市町村の收受印付)  
② 定款の写し(該当者分のみ)  
③ 利害関係人からの意見概要 ※地域計画外の農用地の場合のみ

# 農作業等対価振込送金先指定書



令和 年 月 日

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

	地区名	
委託者 又は 受託者	郵便番号 ㊦	電話番号
	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	㊦

私は、公益財団法人福島県農業振興公社から支払いを受ける農作業の対価について、下記口座を指定しますので、契約期間内は継続して振込願います。

## 記

送金先	金融機関名	農協 信用金庫 本所 支所 銀行 信用組合 本店 支店
	金融機関コード ※ 1	
	預金種目 口座番号	1. 普通 2. 当座
	(フリガナ) 口座名義人	続柄 ※ 2

※1 金融機関コードがお分かりになる場合はご記入下さい。

※2 委託者又は受託者と送金先の名義人が異なる場合、続柄をご記入下さい。

(農作業様式 14 号)

第 号  
令和 年 月 日

(農作業受託者) 様

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長  
( 公 印 省 略 )

農地等の利用状況報告について (依頼)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記の農地の利用状況の報告を求めます。

記

番号	農地の所在	現況地目	契約面積 (㎡)	栽培作物	農作業受託の形態	作業内容	契約始期	契約終期

書類送付先届出書

令和 年 月 日

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

契約者(農作業委託者)

住所：

氏名： 印

令和 年 月 日付け農地中間管理事業契約にかかる書類の送付先を指定したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 書類の送付を希望する住所

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (契約者との続柄)

電話番号 \_\_\_\_\_

(農作業参考様式1号)

番 号  
令和 年 月 日

市町村農業委員会長 様

市町村長

農業委員会の意見について（照会）

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、下記のとおり農業委員会の意見を求めます。

また、同法第18条第5項に係る機構より農作業の委託を受ける者に関する要件について、併せて確認願います。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画（案）について  
別添一覧表のとおり
- 2 機構より農作業の委託を受ける者に関する要件についての確認  
別添一覧表により、以下の要件について確認願います。
  - (1) 個人の場合
    - ア 農用地の全てを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。
    - イ 必要な農作業に常時従事すると認められる。
  - (2) 農地所有適格法人の場合
    - ア 農用地の全てを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。
  - (3) 農地所有適格法人以外の法人の場合
    - ア 農用地の全てを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。
    - イ 地域の農業者と協力し継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。
    - ウ 業務執行役員等のうち1人以上が当該法人の耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。
  - (4) 法人格を持たない任意組織の場合
    - ア 農用地の全てを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。
    - イ 必要な農作業に常時従事すると認められる。

(農作業参考様式2号)

番 号  
令和 年 月 日

市町村長 様

市町村農業委員会長

農業委員会の意見について（回答）

令和〇年〇月〇日付け（番号）で照会ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画（案）について  
異議ありません。 又は 意見
  
- 2 機構より農作業の委託を受ける者に関する要件についての確認  
別紙一覧表のとおり要件を満たしていることを認めます。 又は 意見

(参考様式)

農地等の利用状況報告について (回答)

令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

(農作業受託者)

住所：

氏名：

令和〇年〇月〇〇日にて依頼のあったこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 作業内容

番号	農地の所在	現況地目	契約面積 (㎡)	栽培作物	農作業受託の形態	作業内容 ※作業した日を記入			備考欄 (所有者名等)
						耕起・代掻き	田植え	収穫・脱穀	

2 その他資料

(農作業変更様式1号)

## 農地中間管理事業農作業受委託変更申込書(委託者用)

令和 年 月 日

(市町村又は農業委員会経由)

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

郵便番号

住所

氏名

印

生年月日

電話番号

このことについて、下記のとおりです。

### 記

#### 1 変更内容

公告日	土地の所在	地目	農作業 受委託 の形態	変更前			変更後			備考
				栽培作 物名	面積(m <sup>2</sup> )	対価(円)	栽培作 物名	面積(m <sup>2</sup> )	対価(円)	
合計	0筆				0	0		0	0	

#### 2 変更理由 (該当する項目に○を付けてください。)

- (1) 合意解約 委託者都合 : 農地売買 ・ 貸借 ・ 贈与 ・ その他( )  
受託者都合 : 耕作者変更 ・ その他( )  
基盤整備事業関連  
その他( )

(2) 対価変更 \_\_\_\_\_ 円/10aから \_\_\_\_\_ 円/10aに変更します。

(3) その他 ( \_\_\_\_\_ )

(農作業変更様式2号)

## 農地中間管理事業農作業受委託変更申込書(受託者用)

令和 年 月 日

(市町村又は農業委員会経由)

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

郵便番号

住所

氏名

印

生年月日

電話番号

このことについて、下記のとおりです。

### 記

#### 1 変更内容

公告日	土地の所在	地目	変更前			変更後			備考
			栽培作物名	面積(m <sup>2</sup> )	対価(円)	栽培作物名	面積(m <sup>2</sup> )	対価(円)	
合計	0筆			0	0		0	0	

#### 2 変更理由 (該当する項目に○を付けてください。)

- (1) 合意解約 委託者都合 : 農地売買 ・ 貸借 ・ 贈与 ・ その他( )  
受託者都合 : 耕作者変更 ・ その他( )  
基盤整備事業関連  
その他( )

(2) 対価変更 \_\_\_\_\_ 円/10aから \_\_\_\_\_ 円/10aに変更します。

(3) その他 ( \_\_\_\_\_ )





(農作業変更様式4号)

記 号 ・ 番 号  
令和 年 月 日

( 福 島 県 農 地 中 間 管 理 機 構 )  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市町村長  
又は農業委員会長

農地中間管理事業農作業受委託変更申込書について  
このことについて、別紙のとおり申込がありましたので協議します。

記  
変更申込 ●件

(農作業変更様式5号)

記号・番号  
令和 年 月 日

市町村長  
又は農業委員会長 様

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農地中間管理事業農作業受委託変更申込書について(回答)  
令和〇年〇月〇日付け〇△第〇号で協議ありましたこのことについては、異議ありません。

(事務担当 ○○○○○○ 電話024-521-○○○○)

(農作業変更様式6号)

農作業受委託契約の合意解約書

下記農地についての農作業受委託契約を令和 年 月 日付けで合意解約します。

令和 年 月 日

(委託者) 住所  
氏名 印

(機構) 住所 福島市中町8番2号  
氏名 公益財団法人 福島県農業振興公社  
理事長 芳見 茂 印

(受託者) 住所  
氏名 印  
記

1 合意解約した土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
	登記簿	現況		

2 合意解約が成立した日 令和 年 月 日

(変更様式7号)

## 農地中間管理事業の契約内容変更届

記入日 令和 年 月 日

(市町村又は市町村農業委員会経由)

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

〒  
届出者 住所  
氏名 ⑩  
生年月日  
(電話番号 )

※農地所有者が海外居住の場合は、国内連絡先  
(住所、氏名、電話番号)を必ず併記してください。

貴公社に令和 年 月 日付け公告で締結した(貸借・農作業受委託)契約について、  
下記のとおり契約内容の変更を届け出ます。(※該当する契約に○を付けてください。)

記

1 変更する項目 ※該当する項目全てに○を付けてください。

①住所 ②電話番号 ③送付先住所 ④法人代表者  
⑤契約名義及び生年月日 ⑥口座番号又は口座名義 ⑦その他

※一部の変更内容によっては添付書類が必要となります。なお、詳細は裏面に記載してあります。

2 変更理由

3 変更内容

(変更前)

(変更後)

## 契約内容変更に係る必要書類

※以下の項目を変更する場合は、記載の添付書類を付して提出してください。

- ・④の場合      代表者変更が分かる書類  
                  【貸借契約】  
                  ア 登記事項証明書  
  
                  【農作業受委託契約】  
                  イ 法人格を有する組織の場合は登記事項証明書、任意組織の  
                  場合は総会の議事録等
  
- ・⑤の場合      ⑤【貸借契約】  
                  ア 所有者死亡後未相続の場合  
                  (1) 公正証書遺言又は遺産分割協議書がある場合  
                  ① 公正証書遺言又は印鑑登録証明書付きの  
                  遺産分割協議書の写し  
                  ② 賃借料振込送金先指定書  
                  (2) 公正証書遺言又は遺産分割協議書がない場合  
                  ① 法定相続人同意書  
                  ② 相続関係説明図  
                  ③ 賃借料振込送金先指定書  
  
                  イ 所有者死亡後相続登記済みの場合  
                  (1) 相続を証するもの  
                  (いずれか一つ、複数筆の場合は1筆のみでも可)  
                  ① 登記事項証明書の原本又は写し  
                  ② 登記識別情報通知の写し  
                  ③ 登記完了証の写し（電子申請によるものに限る）  
                  (2) 賃借料振込送金先指定書  
  
                  ウ 未相続で契約していたが、相続登記済みとなった場合  
                  ・上段イと同様
  
- エ 耕作者死亡後経営を継承する場合  
                  ・添付書類不要  
  
                  【農作業受委託契約】  
                  オ 契約者死亡の場合  
                  ・その時点で契約が終了となるため、提出書類なし。
  
- ・⑥の場合      ⑥【貸借契約】  
                  ア 賃借料振込送金先指定書（農地所有者）  
  
                  イ 貯金口座振替依頼書（借受者）  
  
                  【農作業受委託契約】  
                  ウ 農作業等対価振込送金先指定書  
                  （基幹農作業受託者及び特定農作業委託者）  
  
                  エ 貯金口座振替依頼書  
                  （基幹農作業委託者及び特定農作業受託者）